

富山県並行在来線利用促進協議会（仮称）の設置について（案）

平成25年1月
富山県総合交通政策室

1 趣旨

今後、三セク会社を中心になって具体的な事業計画等の検討を進め、鉄道事業を運営していくこととなるが、並行在来線に対する県民のマイレール意識の醸成や積極的な利用促進を図っていくため、平成25年度に、県、市町村、民間団体からなる「富山県並行在来線利用促進協議会（仮称）」を設置するものとする。

2 県並行在来線利用促進協議会（仮称）の概要

(1) 目的

富山県の並行在来線に対する県民のマイレール意識の醸成や、県外の利用客等も含めた利用促進を図っていくとともに、並行在来線の経営安定化に資することを目的として設置する。

(2) 協議事項

並行在来線の効果的な利用促進に向けて、以下の事項について検討、協議する。

- ・ 並行在来線に対する県民のマイレール意識の醸成、利用促進に向けた取り組みの推進
- ・ 並行在来線と県内の他の交通機関等との連携の推進
- ・ 並行在来線の経営安定化に向けた対策の検討
- ・ その他並行在来線の利用促進に関する事項 など

(3) 委員構成

現在の県並行在来線対策協議会の構成員に加え、新たに富山県の並行在来線会社や並行在来線の利用者、公共交通機関の代表者も含め構成する。

(4) 開催予定

年2～3回

(5) その他

- ・ 富山県公共交通利用促進協会（会長：富山県商工会議所連合会会長）や、各市町村や各種団体における公共交通に係る利用促進の取り組みとも連携し、効果的な対応策について検討する。
- ・ 構成委員の市町村や各種団体等においてもそれぞれ利用促進に向けたよりきめ細かな取り組みについて検討していただく。
- ・ この県並行在来線利用促進協議会（仮称）の設置に伴い、県並行在来線対策協議会（平成17年度設置）は解散するものとする。